

番号	該当箇所	質問	回答
1	パブリックコメント 44番	協議会構成員の有識者への接触について、R2パブコメ#44では以下の回答があるが、R3でも同様に「協議会構成員の有識者への接触は可能」という理解でよいか。 R2パブコメ#44「大学関係者が協議会構成員の有識者(すなわち、協議会運営規程の中で個人名が記載されている有識者)を指している場合、接触禁止の対象ではございませんが、公募による事業者選定手続の公平性・透明性及び競争性を阻害する態様にならないよう留意ください。」	ご質問いただいた協議会構成員の有識者(すなわち、協議会運営規程の中で個人名が記載されている有識者)については、第2ラウンド公募と同様、接触禁止の対象ではございませんが、公募による事業者選定手続の公平性・透明性及び競争性を阻害する態様にならないよう留意ください。
2	パブリックコメント 564番	仮に海洋土木工事の施工を担当する企業を1社に定め、その企業が倒産するリスクに備えてバックアップ企業を記載する場合においては、そのバックアップ企業分の「実績を証する書類」は提出不要、という理解で正しいか？	公募時点では、海洋土木工事の役割を主に担う者の実績についてのみ、根拠資料を提出ください。他方、選定後に計画の変更を行う際に、評価が下がらないことの確認のために、実績を有する根拠資料の提出が必要になります。
3	パブリックコメント 209番	系統用蓄電池事業を提案する場合、別紙15や16の経済波及効果の中でも評価されると考えて間違いはないでしょうか。具体的には、経済波及効果の内、特に算定ツールが指定されている産業連関分析について、設置にかかる費用は建設投資/設備投資、売電収益は生産増加の項目で算入できると理解して正しいでしょうか。	発電事業と紐付くものであり、かつ具体性・実現可能性示されていれば経済波及効果に含めることが可能です。 産業連関分析ファイルにおいては、用語定義を確認の上で適切な欄に計上ください。
4	記載要領及び様式集 様式3-1-4	2024年1月19日に公表されたパブリックコメント#87において、株主間協定については「内容を正確に把握するために契約書形式(全文)で提出されることが望ましい」と回答されているが、かかる契約書についてはドラフトで足りるのか、構成員による署名まで必要なのかをご教示頂きたい。	提出いただく根拠資料は確からしさが示されていることが重要です。 署名がないことのみをもって当該根拠資料がただちに評価対象外になることはありませんが、全構成員から同意を得ていることの確からしさの証明として、署名も一つの手段だと考えられます。
5	記載要領及び様式集 様式3-1-14	海底送電線・通信ケーブルについては海洋汚染等防止法上の海洋施設に該当しないため残置は不可とする記載がある一方で、そのほかの構造物については記載がない。 洗堀防止工に関して、現時点での撤去計画においては「海洋施設」に該当するとし、残置については事業者判断によるものであると理解してよいか確認頂きたい。	一般論としては、洗堀防止工はそれ自体海洋施設ではなく、また、海洋施設に固着していないのであれば当該海洋施設の一部とはいえないものと考えますが、具体的な事例での当てはめは個別的に判断されるものと考えます。
6	記載要領及び様式集 様式3-1-5	「発電事業の運営(O&M)」のEPC等を担う企業を「風車のO&M」と「基礎・海底ケーブル等のO&M」とに役割を分ける場合、「基礎・海底ケーブル等のO&M」のEPCを担う企業に関して、洋上風力ではなくとも類似する事業の実績を記載することで事業実施体制・事業実施実績の評価区分「最低限必要なレベル」②で求められる「適切な実績」の要件を満たしていると評価されることを確認頂きたい。 特に風車基礎のO&Mに関して、鋼管製の有脚式海洋構造物の基礎部は着床式洋上風力におけるモノパイル・ジャケット基礎と類似しており、また実際の維持管理においても同等の作業内容が見込まれる。 この観点から、国内外における海洋構造物基礎部のO&M実績が「基礎のO&Mを担う企業(EPC)」の実績として適切であると評価頂ける旨を確認頂きたい。	第2ラウンド公募と同様、「発電事業の運営(O&M)」の役割を細分化する場合、海底ケーブル(海底送電線及び通信ケーブル)の維持管理に係る実績については、洋上風力発電事業に限らず親和性のある事業であれば他事業の実績も認められます。他方、基礎の維持管理については、洋上風力発電事業の実績でないと「適切な実績」とは認められません。
7	公募占用指針 第6章 3. ix)	左記箇所に記載の「公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類」について、同日公表の公募占用指針(案)パブコメNo.246及びNo.780の回答から、「利用用途に応じて適切な検討がなされ、将来的な整備を見越した計画を示せば評価される」と理解しますが、相違ないでしょうか。 加えて、「適切な検討」には地耐力の検討が必要と理解しますが、当該用地を管理する港湾管理者から「地耐力の情報は無く、事業者で調査すること」と回答され、さらに公募書類提出に向けて用意が難しい場合においても、地耐力を示す必要がありますでしょうか。 もし必要な場合、当該用地の近傍データから推測される地耐力を用いて検討した結果を用いて整備計画を示した場合であっても評価されるのでしょうか。	1点目につきましては、「将来的な整備」の確約が得られる資料についてご示しいただく必要があると考えております。 2点目につきましては、いずれの用途に利用するのか明らかではございませんが、前提として、用途に応じて適切に検討がなされているかを確認するもので、必ずしも地耐力の検討が必要というものではございません。ご示し頂いた場合について個別具体の回答は差し控えますが、各公募者において、公募占用計画作成時点で得られる情報から、最善の検討がなされるものと考えております。
8	記載要領及び様式集 様式3-2-3	本様式は、当該様式に記載の事項について、コンソーシアムとして参加する場合にコンソーシアム構成員から代表企業へ委任する場合の様式であり、SPCとして公募に参画する場合、各SPC構成員による当該様式の提出は不要と理解してよいでしょうか。	様式3-1-2の添付書類に記載しておりますとおり、委任状はコンソーシアムの場合のみとなりますので、ご理解のとおりSPC参加の場合は不要です。

番号	該当箇所	質問	回答
9	様式集 様式3-2-8	SPC各構成員からの【様式3-2-3】委任状の提出は不要であるので、SPC各構成員による押印がある書類は【様式3-2-8】宣誓書のみと理解しております。 【様式3-2-8】は、様式集第1.4.書式等 に記載の「押印のみ(印鑑証明書の添付不要)の様式」にあたりますでしょうか。 その場合、SPC各構成員からの印鑑証明書の提出は不要と理解してよろしいでしょうか。	様式3-2-8についても印鑑証明書の提出は必要になります。 ただし、様式3-2-8に記載のとおり、代表企業における代表者氏名及び印鑑は様式3-2-2の添付として提出済みの印鑑証明書と一致するものとしてください。